

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

4 前項の規定による国による補助金額の算定については、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用若しくは共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。(以下この条において同じ)。当該共同施設の建設のために必要な他の必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む「共同施設を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。)に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。)に要する費用の二分の一を補助することができます。

宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建設費、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用とし、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。前項に規定する標準建設費、標準補修費又は費用若しくは共同施設の建設に要する費用とし、標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、国土交換大臣が定める。

6 地方公共団体が、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十七条に規定する特定帰還者(第十七条第三項及び第四項において単に「特定帰還者」という。)の帰還のための環境を整備し、又は同法第三十九条に規定する居住制限者(第十七条第三項及び第四項において単に「居住制限者」という。)の生活の拠点を形成するために公営住宅の建設等をする場合において、同法第三十四条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金(第十七条第三項及び第四項において単に「帰還・移住等環境整備交付金」という。)又は同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金(第十七条第三項及び第四項において単に「生活拠点形成交付金」という。)を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該帰還・移住等環境整備交付金又は当該生活拠点形成交付金を第一項の規定による国との補助とみなして、この法律の規定を適用する。

(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)

第九条 事業主体は、公営住宅の借上げをする場合において、公営住宅として低額所得者に転貸するため必要となる住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合において、共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要となる施設の建設又は改築を行なう者に対し、その費用の一部を補助することができる。

3 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規

定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として国土交通省令で定めるものに係る費用（以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。）に対して当該事業主体が補助する額（その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち国土交通省令で定める施設に係る費用（以下この条において「施設工事費」という。）に対して当該事業主体が補助する額（その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合には、当該三分の二に相当する額に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5 前二項の規定による国の補助金額の算定については、住宅共用部分工事費又は施設工事費が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部分工事費と、標準施設工事費と、標準施設工事費を施設工事費とみなす。

6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはその附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又は施設の建設若しくは改良に要する費用として通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が定める。

（災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又は改良に係る国との補助の特例）

第十一条 国は、第八条第一項各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行ふ者に対する前条第一項の規定により補助金を交付するときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅共用部分工事費に対して当該事業主体が補助する額（その額が住宅共用部分工事費の五分の四に相当する額を超える場合においては、当該五分の四に相当する額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、当該災害に

より滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数（第八条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅（この項本文の規定による国補助に係るもの）を除く。）で該当灾害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数（戸数）を超える分については、この限りでない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。（国の補助の申請及び交付の手続）

第十一條 事業主体は、第七条から前条までの規定により國の補助（第七条第五項又は第八条第六項の規定により第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定による國の補助とみなされるものを除く。）を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、國の補助金の交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適當と認めるときは、國の補助金の交付を決定し、これを當該事業主体に通知しなければならない。

（都道府県の補助）

第十二条 都道府県は、公営住宅の整備、共同施設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対しても補助金を交付することができる。

（地方債についての配慮）

第十三条 国は、事業主体が公営住宅を建設するための土地の取得等若しくは共同施設を建設するための土地の取得等又は公営住宅を買取るための土地の取得若しくは共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）

第十四条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）

第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合における

いは、当該住宅又はその附帯施設が同条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 公営住宅の管理

(管理義務)

第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者から収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第四項において同じ。）が第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかるらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事

項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 事業主体は、第一項又は前項の規定にかかるらず、病気につかっていることその他の事情がある場合において必要があると認めると、家賃を減免することができる。

6 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2 国は、第八条第一項の規定による国の補助により、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて、政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4 地方公共団体が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失した住宅に同日において居住していた低額所得者又は特定帰還者若しくは居住していた低額所得者又は特定帰還者若しくは居住制限者である低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の帰還・移住等環境整備交付金又は生活拠点形成交付金が交付されたときは、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数（第八条第一項又は第十条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

5 前各項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める方法により、毎

は特定帰還者に賃貸するため帰還・移住等環境整備交付金を充て、若しくは居住制限者に賃貸するため生活拠点形成交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて、政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅については、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

6 地域にかかる特別の事情がある場合において必要があるときは、敷金を減免することができる。

7 事業主体は、第一項の規定により微収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

(家賃等の微収猶予)

第十九条 事業主体は、病気にかかるつていることその他の特別の事情がある場合において必要があるときは、敷金を減免することができる。

2 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。

(修繕の義務)

第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課すことができない。

(修繕の義務)

第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。

(入居者の募集方法)

第二十二条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の住宅を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

(入居者の募集方法)

第二十三条 事業主体は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。

1 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に

(敷金)

第十八条 事業主体は、公営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 第二十二条第一項の規定の適用を受け、若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）

居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 口に掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るために必要なものとして政令で定める金額を参考して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
 (入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合は、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国への補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により減失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

(入居者の選考等)

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合には、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。

2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない。

第二十六条 削除
 (入居者の保管義務等)

第二十七条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りではない。

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出しないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第六条第一項の規定にかかるらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十六条第三項、第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

4 事業主体は、公営住宅の入居者が第二項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めることは、第十六条第四項の規定及び第二項の規定にかかるわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第四項の国土交通省令で定める金額により把握した当該入居者の収入を勘案し、

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 第十九条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

4 第十九条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

5 第十九条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

6 第十九条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

7 第十九条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

8 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行ったまでの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

9 第十九条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、第六項に規定する家賃又は第七項に規定する金銭について準用する。

かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に對し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、前項の規定にかかるらず、政令で定める基準に従い、条例で公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を別に定めることができる。

3 第一項の政令で定める基準及び前項の条例で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

4 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

5 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならぬ。

6 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第三項及び第四項の規定にかかるらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行ったまでの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

8 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病気にかかることがあることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするよう努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 公共賃貸住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。)の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。

3 第三十一条 事業主体が第二十四条第一項の規定による申込みをした者を他の公営住宅における前三条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

4 第三十二条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

5 事業主体が、第一項の規定による申込みをした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

6 事業主体が、第一項の規定による申込みをした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

7 事業主体が、第一項の規定による申込みをした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

8 事業主体が、第一項の規定による申込みをした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

9 事業主体が、第一項の規定による申込みをした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- 六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
 2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。
 3 事業主体は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 前項の規定は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。
- 5 事業主体が第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行つ日の六月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。
- 6 事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十四条第一項の通知をすることができる。
- （公営住宅監理員）
- 第三十三条** 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置くことができる。
- （収入状況の報告の請求等）
- 第三十四条** 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条第二項若しくは第五項（第二十九条第三項若しくは第五項又は第九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の決定、第十六条第二項（第二十九条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の减免、第十八条第二項の規定による敷金の减免、第十九条（第二十九条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求

- 求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。
- 第四章 公営住宅建替事業**
- （公営住宅建替事業の施行）**
- 第三十五条** 地方公共団体は、公営住宅の整備を促進し、又は公営住宅の居住環境を整備するため必要があるときは、公営住宅建替事業を施行するよう努めなければならない。
- （公営住宅建替事業の施行の要件）**
- 第三十六条** 公営住宅建替事業は、次に掲げる要件に該当する場合に施行することができる。
- 一 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の政令で定める規模以上の一团の土地に集団的に存していること。
- 二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の大部が第四十四条第一項の耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき公営住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。
- 三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合、当該土地の区域において新たに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超えて足りるることから命ずる。
- （收入状況の報告の請求等）
- 第三十七条** 事業主体は、公営住宅建替事業を施行しようとするときは、あらかじめ、公営住宅建替事業に関する計画（以下「建替計画」といふ）を作成し、当該公営住宅建替事業により

- 除却すべき公営住宅又は共同施設の用途の廃止について国土交通大臣の承認を得なければならぬ。
- （公営住宅の明渡しの請求）**
- 第三十八条** 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。
- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して三月を経過した日以後の日でなければならない。
- 1 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数
- 2 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数
- 3 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該建設をする土地の区域
- 4 前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造建替計画は、次に掲げる事項について適切な考慮が払われたものでなければならない。
- 一 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。
- 2 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該公営住宅又は公営住宅及び共同施設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されること。
- 2 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅の承認を得たときは、都道府県知事を経由してしなければならない。
- 3 第三十一条 事業主体は、前条第一項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。
- （新たに整備される公営住宅への入居）
- 第四十条** 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。
- 2 事業主体は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対して、これを通知しなければならない。
- 3 事業主体は、第一項の規定による申出をした者に對して、相当の猶予期間を置いてその者が公営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該公営住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。
- 4 事業主体は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間において、当該用途廃止に係る公営住宅の承認があつた日ににおける入居者に限る。）に對して、その旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、建替計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに除却すべき公営住宅となつたものの入居者及び

- 除却すべき公営住宅でなくなつたものの入居者にすれば足りる。
- （公営住宅の明渡しの請求）**
- 第三十九条** 事業主体は、前条第一項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。
- 第四十条** 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。
- 2 事業主体は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対して、これを通知しなければならない。
- 3 事業主体は、第一項の規定による申出をした者に對して、相当の猶予期間を置いてその者が公営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該公営住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。
- 4 事業主体は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間において、当該用途廃止に係る公営住宅の承認があつた日ににおける入居者に限る。）に對して、その旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、建替計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに除却すべき公営住宅となつたものの入居者及び

は、第一項の規定にかかわらず、当該公営住宅に入居させないことができる。
 (説明会の開催等)

第四十一条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に關し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該事業により除却すべき公営住宅の入居者の協力が得られるように努めなければならない。(移転料の支払)

第四十二条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、国土交通省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額する。第二十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第五章 補則

(公営住宅又は共同施設の処分)

第四十四条 事業主体は、政令で定めるところにより、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは、国土交通大臣の承認を得て、当該公営住宅又は共同施設(これらの敷地を含む。)を入居者、入居者の組織する団体又は當利を目的としない法人に譲渡することができる。

前項の規定による譲渡の対価は、政令で定めるところにより、公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に充てなければならぬ。

事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適当であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第

三十七条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の承認を得た場合には、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。

事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項、第二十九条第六項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

第二十九条第六項の規定は、前項の規定によるものとする。

第一項又は第三項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第二項第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者(以下この項目において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合は、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

第一項の規定によるあつせん等を

第六条第三十二条第一項の規定により入居者に対する明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。

第三十三条规定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ぜること。

第三十四条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定による明渡しの請求を認められた場合は、前項第一号(特定の者の入居に係る部分に限る)、第二号(入居者の決定に係る部分に限る)、第四号又は第六号(明渡しの請求に係る部分に限る)に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

前二項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならぬ。

(事業主体の変更)

事業主体は、その管理に係る公営住宅又は共同施設を引き続いて管理することが不適当と認められる事情がある場合においては、国土交通大臣の承認を得て、これを公営住宅又は共同施設として他の地方公共団体に譲渡することができる。

前項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

(管理の特例)

第一項の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場合その他当該公営住宅又は共同施設を管理することが適當と認められる場合には、当該公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わって当該公営住宅又は共同施設の第三章の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徵収及び减免に関することを除く。以下この条において同じ。)を行うことができる。

第二十九条第一項の規定により入居者に對し明渡しを請求し、又は同条第八項の規定により期限を延長すること。

第三十条第一項の規定によるあつせん等を

第三十二条第一項の規定により入居者に対する明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。

第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ぜること。

第三十四条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定による明渡しの請求を認められた場合は、前項第一号(特定の者の入居に係る部分に限る)、第二号(入居者の決定に係る部分に限る)、第四号又は第六号(明渡しの請求に係る部分に限る)に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第一項の規定により同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行つた場合には、国土交通大臣の承認を得たときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第一項又は第二項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募する場合において、新規に公営住宅を購入する場合においては、新たに入居する公営住宅の用に關する事項は、条例で定めなければならぬ。

第一項又は第二十二条第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募する場合において、新規に公営住宅を購入する場合においては、新たに入居する公営住宅の用に關する事項は、条例で定めなければならぬ。

第一項又は第三項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第二項第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める者(以下この項目において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合は、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者(以下この項目において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合は、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定による明渡しの請求を認められた場合は、前項第一号(特定の者の入居に係る部分に限る)、第二号(入居者の決定に係る部分に限る)、第四号又は第六号(明渡しの請求に係る部分に限る)に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第一項の規定により同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行つた場合には、国土交通大臣の承認を得たときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第一項又は第二項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募する場合において、新規に公営住宅を購入する場合においては、新たに入居する公営住宅の用に關する事項は、条例で定めなければならぬ。

第一項又は第二十二条第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募する場合において、新規に公営住宅を購入する場合においては、新たに入居する公営住宅の用に關する事項は、条例で定めなければならぬ。

第一項の規定により同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行つた場合には、国土交通大臣の承認を得たときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第一項又は第二項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募する場合において、新規に公営住宅を購入する場合においては、新たに入居する公営住宅の用に關する事項は、条例で定めなければならぬ。

第一項又は第二十二条第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募する場合において、新規に公営住宅を購入する場合においては、新たに入居する公営住宅の用に關する事項は、条例で定めなければならぬ。

年度の区分	平成十一年度	入居者が旧法第十七条に定める条件を具備しない場合は、新法の規定を適用する。	
		新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の決定に関する手続その他の行為は、附則第三項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかるわらず平成十年三月三十一日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第一項ただし書の規定にかかるわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新法の例によりすることができる。	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、当該最終の家賃の額を加えて得た額とする。
○・二五	○・七五	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額とする。	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額とする。
○	○	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額とする。	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額とする。
○	○	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額とする。	新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額とする。

分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第

分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二十二条の行為又は申請等の行為とみなす。

項目で第三項第一二三項第一一四項第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条並びに第二

第二百六十三条 第二百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

公営住宅法の一部改正は（附則第1項）
四百二十二条 施行日前に第四百二十二条の規定に
該当する（前項の）公営住宅法（以下「二つとも」）
による（前項の）公営住宅法（以下「二つとも」）

（改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第三十七条第一項の

規定により建替計画の承認を得た公営住宅又は共同施設は、第四百十二条の規定による改正後

の公営住宅法（以下この条において「新公営住宅法」という。）第三十七条第一項の規定による。

り用途廃止の承認を得た公営住宅又は共同施設のみなす。

施行日前に旧公営住宅法第三十七条第一項の規定によりされている建替計画の承認の申請

は、新公営住宅法第三十七条第一項の規定によりされた用途変更の承認の申請とみなす。

四十九条 二の法律による改正前の之れを除く
國等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれそれとの法律に規定するもののほか、この法律の施行の日において、地方公共交通の幾開拓云々は

前において 地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、

他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律に基づく政令により当該地方公共団体又はこれに基づく政令により当該地方公共団体

の事務として処理するものとする。
处分、申請等に関する経過措置)

百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてされた

可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は二の法律の施行

の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
處分等の行為」といふことはこの法律の施行

されている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」といふ。）で、

この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるも

のは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を今後

の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用は、いへば改正後の

2 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁あるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適直、適切な見直しを行うものとする。

市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十五条第一項の改正規定に限る。)、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、
、第二百五十三条、第二百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第二百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。)、第二百五十九条、第二百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。)及び同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第二百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときには」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第二百六十三条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定に限る。)、第二百七十五条及び第二百八十六条(ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十五条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第二百九十三条、第九十五条、第二百十一条、第二百十三条、第二百十五条及び第二百十八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日
(政令への委任)

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日 (政令への委任)</p> <p>二 第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)、 第八条及び第九条の規定並びに附則第四条、第五条第十条及び第十二条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日 (公管住宅法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。</p>
<p>第三条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (政令への委任)</p> <p>第十条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年四月二六日法律第二〇五号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条、第七条(農業災害補償法第一百四十五条の二第一項にたゞし書を加える改正規定に限る。)及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定</p>	<p>附 則 (平成二四年三月三一日法律第一三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年五月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二二号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>

護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)の施行の日の前日までの間ににおける第九条の規定による改正後の公営住宅法第十六条第四項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該各規定(以下この条において「同じ」)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれら等の行為による行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

第二条 (施行期日)
（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）
第233条 施行日前に公営住宅の建設又は買取りに要する費用に充てられた復興交付金又は帰還環境整備交付金については、公営住宅法第八条第一項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

2 施行日前に東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあった住宅であつて、東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、又は特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充てた者にて建設又は買取りをした公営住宅の家賃に係る国の補助の特例については、なお前前の例による。

3 この法律の施行後に事業主体が公営住宅法第十六条第一項本文の規定に基づき復興交付金交付借上げ公営住宅の家賃を定める場合において、附則第八条の規定による補助がされたとき、又は当該復興交付金交付借上げ公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部若しくは一部に相当する額の同法第七条第五項第一号から第三号までに掲げる交付金が交付されたときは、当該補助又は交付金を同法第十七条第二項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

附 則（令和三年三月三一日法律第一九号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日法律第七七号）抄

(施行期日)